

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた活動への対応について

(2022/7/29 改定)

エネルギー問題に発言する会会長 金氏 顯

新型コロナウイルス感染症対策を実施してきましたが、2022年3月までに緊急事態措置およびまん延防止等重点措置が終了し、その役割を終えています。2022年7月頃から全国各地で新規感染者数が大幅に増加していますが、国は、新たな行動制限を行うのではなく社会経済活動をできる限り維持するとの方針を示しています。(新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(2022年7月15日、<https://corona.go.jp/emergency/>)。)

実際の活動に際しては、実施地域と参加者の居住地の感染状況を勘案し、以下の指針に基づき実施するものとします。

なお、感染対策をしたうえで実施する少人数の会合を対面で実施することを妨げるものではありません。

また、この指針は今後の状況に応じて適宜見直すものとします。

【コロナ対応指針】

1. 緊急事態宣言、蔓延防止等重点措置、BA・5対策強化宣言等が発令されていないこと
2. 参加者の感染防止が適切に講じられていること
3. 活動を行う場合は参加者の安全と安心ならびに心配を最小にすることを最優先とし、参加者の家族の心配にも配慮する。
4. 参加者の対面参加条件が混在する場合は、混合方式(対面で参加、WEBで参加のハイブリット方式)とすることができる。
5. 判断に迷う場合は個別に三役(会長、副会長、代表幹事)に相談、協議して決めることとする。

2022年7月29日